

## 1 議事日程

5月26日（初日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長諸般報告並びに提出案件の概要説明
- 日程第4 報告第6号 平成28年度南知多町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書について
- 日程第5 議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町税条例の一部を改正する条例について）
- 日程第6 議案第26号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例について）
- 日程第7 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）
- 日程第8 議案第28号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第9 議案第29号 教育委員会委員の任命同意について
- 日程第10 議案第30号 財産の購入について（自動揚物機）
- 日程第11 議案第31号 南知多町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第32号 南知多町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第33号 南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第34号 南知多町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第35号 南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第36号 南知多町道路占用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第37号 平成29年度南知多町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第18 請願第1号 非核平和都市宣言を求める請願

## 2 会議に付した事件 議事日程に同じ

### 3 議員の出欠席状況

出席議員 (10名)

1番	石黒正重	3番	高原典之
4番	清水英勝	5番	藤井満久
6番	山下節子	7番	吉原一治
9番	松本保	10番	鈴川和彦
11番	榎本芳三	12番	榎戸陵友

欠席議員 (なし)

欠員 (2名)

### 4 説明のため出席した者の職・氏名

町長	石黒和彦	副町長	北川眞木夫
総務部長	中川昌一	総務課長	山下雅弘
検査財政課長	田中吉郎	防災安全課長	大岩幹治
税務課長	石黒廣輝	企画部長	田中嘉久
企画課長	滝本功	地域振興課長	滝本恭史
建設経済部長	鈴木良一	建設課長	鈴木淳二
産業振興課長	川端徳法	水道課長	相川徹
厚生部長	柴田幸員	住民課長	宮地利佳
福祉課長	神谷和伸	環境課長	宮地廣二
保健介護課長	鈴木茂夫	教育長	大森宏隆
教育部長兼 学校教育課長	内田静治	社会教育課長	森崇史
学校給食 センター所長	宮本政明	会計管理者 兼出納室長	鈴木正則
学校教育課 指導主事	蟹江敏広		

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 相川博運 主 幹 大久保美保

[ 開会 9時30分 ]

○議長（松本 保君）

皆さん、おはようございます。

本日は、大変御多用の中を6月定例町議会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいま南知多町においては地球温暖化防止及び経費節減のため、さわやかエコスタイルキャンペーンを実施しておりますので、議会もノーネクタイ及び軽装で実施してまいります。

昨日より雨が降っています。本日も天候はぱっとしません。梅雨入りはいつごろとなるのでしょうか。ある予想では、6月11日と聞きました。自分の住む近くでは、もう既に池の水も少なくなり、田んぼも水も寂しくなっていると聞きました。この雨がどのくらいの助けになるのかはわかりませんが、秋までの稲刈りまで順調に続くことを願います。

さて、今6月議会は現在の議員としての最終議会となります。改めて気持ちを引き締められて行っていただきたいと思います。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより平成29年第2回南知多町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

日程に先立ちまして、報告させていただきます。

監査委員より例月出納検査結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付しております。

---

**日程第1 会議録署名議員の指名**

○議長（松本 保君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において11番、榎本芳三君、12番、榎戸陵友君を指名いたします。

---

**日程第2 会期の決定**

○議長（松本 保君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月9日までの15日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は15日間と決定しました。

---

日程第3 町長諸般報告並びに提出案件の概要説明

○議長（松本 保君）

日程第3、町長諸般報告並びに提出案件の概要説明を求めます。

町長、石黒君。

○町長（石黒和彦君）

皆様、おはようございます。

本日、ここに6月定例町議会を招集いたしましたところ、町議会議員の皆様方におかれましては御出席を賜り、深く感謝申し上げます。

それでは、初めに諸般報告をさせていただきます。

まず、尾州廻船内海船船主内田左七家の重要文化財指定につきまして御報告申し上げます。

去る5月19日に愛知県より国の文化審議会が文部科学大臣に重要文化財指定の答申を行った旨の報告がございました。

夏ごろに官報にて告示され、その日をもって知多半島で初めて近代和風建築物として国の重要文化財に指定されることとなります。

今後は内田家の歴史的・文化的な価値とその魅力をさらに磨くため、重要文化財にふさわしい展示や文化活動を行い、より多くの皆様にお越しいただけるよう努力してまいります。

次に、消防署の分遣所設置について御報告申し上げます。

4月から美浜町野間、南知多町篠島、日間賀島の3カ所に消防署の分遣所が設置されました。篠島、日間賀島においては、平日の昼間に2名ずつ消防署の職員が派遣されており、救急活動の支援や消防団との連携訓練を実施しております。4月におきましては、篠島で3件、日間賀島で3件の救急活動実績がございました。

また、役場本庁においても不定期で平日の昼間に救急業務主体で消防署の職員が3名出向しております。4月におきましては、13日間で12件の救急出動があり、現地到着時間が平均で3分短縮されました。

最後に、ミックスペーパーの収集開始について御報告申し上げます。

ごみの減量化と限りある資源の有効活用を図るため、本年10月1日からミックスペーパーの収集を始めてまいります。

収集開始に先立ち、5月上旬にミックスペーパー収集に関する説明資料のチラシを全戸配布させていただきました。

また、6月6日よりミックスペーパー収集開始の住民説明会を町内各地区の公民館等におきまして、合計14回の開催を予定いたしております。

以上で諸般報告を終わらせていただきます。

続きまして、提出案件の概要を御説明申し上げます。

本日提出させていただきます案件は、繰越明許費繰越計算書についての報告1件及び専決処分の承認を求めることについてをはじめ13議案であります。

それでは、順を追って提出案件の概要を御説明申し上げます。

報告第6号の平成28年度南知多町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書につきましては、繰越明許費を翌年度に繰り越ししましたので地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものであります。

議案第25号の専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法及び航空機燃料譲与税法等の一部を改正する法律等が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、南知多町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたもので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものであります。

議案第26号の専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたもので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものであります。

議案第27号の専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、南知多町国民健康保険税条

例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたもので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものであります。

議案第28号の人権擁護委員の推薦につきましては、5名の委員のうち3名の方が平成29年9月30日をもって任期満了となりますので、人権擁護委員会法第6条第3項の規定に基づき、人権擁護委員の候補者として3名の方を推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

議案第29号の教育委員会委員の任命同意につきましては、5名の委員のうち1名の方が平成29年7月14日をもって任期満了となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき任命同意をお願いするものであります。

議案第30号の財産の購入（自動揚物機）につきましては、去る5月17日に入札を終えましたので、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき議会の議決をお願いするものであります。

議案第31号の南知多町個人情報保護条例の一部を改正する条例及び議案第32号の南知多町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の2議案につきましては、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律が平成29年5月30日に施行されたことに伴いまして、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第33号の南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成29年4月1日に施行されたことに伴いまして、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第34号の南知多町税条例の一部を改正する条例及び議案第35号の南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例の2議案につきましては、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布されたことに伴いまして、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第36号の南知多町道路占用料条例の一部を改正する条例につきましては、ガス事業法の一部改正が平成29年4月1日に施行されたことに伴いまして、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第37号は、平成29年度南知多町一般会計補正予算（第1号）であります。今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,276万7,000円を追加し、補正後の歳入歳出の予算総額を71億2,776万7,000円とするものであります。

歳入歳出の補正をお願いいたします内容は、歳出におきまして総務費500万円、民生費286万7,000円、消防費190万円及び教育費300万円をそれぞれ追加するものであります。

歳入におきましては、寄附金300万円、繰越金286万7,000円及び諸収入690万円をそれぞれ追加するものであります。

以上で諸般報告並びに提出案件の概要説明を終わらせていただきます。円満かつ速やかに御承認・御可決を賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（松本 保君）**

これをもって町長諸般報告並びに提出案件の概要説明を終わります。

---

**日程第4 報告第6号 平成28年度南知多町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書について**

**○議長（松本 保君）**

日程第4、報告第6号 平成28年度南知多町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

報告を求めます。

企画部長、田中君。

**○企画部長（田中嘉久君）**

それでは、報告第6号 平成28年度南知多町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして御報告を申し上げます。

1枚はねて、平成28年度南知多町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書をごらんください。

平成28年12月と平成29年3月の議会定例会におきまして、繰越明許費の補正措置を御可決いただきました各事業におきまして、年度内に完了ができなため記載のとおり平成29年度に繰り越しをいたしましたので、報告をするものでございます。繰り越しをいたしました事業は、個人番号カード交付事業、臨時福祉給付金給付事業（経済対策分）



及び漁業振興対策事業の3事業であります。

翌年度繰越額は、表の一番下、合計欄の左から2つ目であります。3事業合わせまして3億9,472万6,000円であります。その財源は、国庫支出金3,582万6,000円及び県支出金3億5,890万円であります。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（松本 保君）

これをもって報告を終わります。

---

日程第5 議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町税条例の一部を改正する条例について）

○議長（松本 保君）

日程第5、議案第25号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町税条例の一部を改正する条例について）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、中川君。

○総務部長（中川昌一君）

それでは、議案第25号 専決処分の承認を求めます南知多町税条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明をごらんください。

1の提案の理由でございます。

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律等が平成29年3月31日に公布されたことに伴いまして、緊急に南知多町税条例を改正する必要性が生じたので、3月31日、町税条例の一部改正につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づきまして、議会へ報告しその承認を求めるものでございます。

2の改正の主な内容でございます。

(1)の町民税関係では、ア、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年間延長し、その特例期間を平成33年度までとするもので、附則第8条関係でございます。

イ、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の

特例の適用期限を3年間延長し、その特例の期間を平成32年度までとするもので、附則第17条の2関係でございます。

(2)の固定資産税関係では、ア、地方税法第349条の3の条例で定める割合の追加で、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業または事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例を2分の1と定めるもので、第57条の3関係でございます。

イ、居宅用超高層建築物に係る税額の案分方法について、居住用に供する専有部分の各区分所有者ごとの税額を算出する際に用いる専有床面積を補正することについて規定するもので、第59条の2関係でございます。

ウ、地方税法附則第15条第44項の条例で定める割合の追加で、一定の政府の補助を受けた事業所内保育事業に係る施設のうち、当該政府の補助に係るものの用に供する固定資産についての固定資産税の課税標準の特例を2分の1とするもので、附則第10条の2関係でございます。

エ、不均一課税による固定資産税の税率の特例の対象期間を2年間延長し、その対象期間を平成31年3月31日までとするもので、附則第10条の4関係でございます。

(3)の軽自動車税関係では、軽自動車税におけるグリーン化特例の適用期限を2年間延長するもので、附則第16条関係でございます。

3の施行期日等でございます。

まず、施行期日は平成29年4月1日から施行となります。ただし、附則第5条の規定は、公布の日から施行するものでございます。

次に、経過措置といたしましては、アの町民税関係では別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の南知多町税条例の規定中、個人の町民税に関する部分は平成29年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成28年度分までの個人の町民税につきましては、なお従前の例によるものでございます。

イの固定資産税関係では、(ア)別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中、固定資産税に関する部分は平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税につきましては、なお従前の例によるものでございます。

(イ)新条例第57条の3の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税につきましては、なお従前の例によるものでございます。

(ウ)平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条

第36項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する固定資産税につきましては、なお従前の例によるものでございます。

(エ) 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税につきましては、なお従前の例によるものでございます。

ウの軽自動車税関係では、(ア)別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中、軽自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税につきましては、なお従前の例によるものでございます。

(イ) 町長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを南知多町税条例第76条第2項の納期限後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者以外の者にあるとき、地方税法第13条第1項の規定による告知をする前に当該第三者に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申し出の機会を与えられた第三者が当該申し出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなし、軽自動車税に関する規定を適用するものでございます。

なお、提案理由の次のページにこの条例の新旧対照表をつけていますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### ○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第25号の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

---

**日程第6 議案第26号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例について）**

**○議長（松本 保君）**

日程第6、議案第26号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例について）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、中川君。

**○総務部長（中川昌一君）**

それでは、議案第26号 専決処分の承認を求めます南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明をごらんください。

1の提案の理由でございます。

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布されたことに伴いまして、緊急に南知多町都市計画税条例を改正する必要が生じたので、3月31日、町都市計画税条例の一部改正につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づきまして、議会へ報告し、その承認を求めるものでございます。

2の改正の内容でございます。

(1)地方税法附則第15条第44項の条例で定める割合の追加で、一定の政府の補助を受けた事業所内保育事業に係る施設のうち、当該政府の補助に係るものの用に供する固定資産についての都市計画税の課税標準の特例を2分の1と定めるもので、附則第4項関係でございます。

(2)規定の追加等に伴う字句の整理で、附則第3項及び第14項関係でございます。

3の施行期日等でございます。

まず、施行期日は、平成29年4月1日からの施行となります。

次に、経過措置といたしましては、ア、この条例による改正後の南知多町都市計画税

条例の規定は平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成28年度分までの都市計画税につきましては、なお従前の例によるものでございます。

イ、平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律による改正前の地方税法附則第15条第36項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する都市計画税につきましては、なお従前の例によるものでございます。

なお、都市計画税につきましては、本町は平成15年度以降、課税の停止をしております。

また、提案理由の次のページにこの条例の新旧対照表をつけていますので、ごらんいただきたいと思えます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第26号の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

---

日程第7 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

○議長（松本 保君）

日程第7、議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、中川君。

○総務部長（中川昌一君）

それでは、議案第27号 専決処分の承認を求めます南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明をごらんください。

1の提案の理由でございます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が平成29年3月31日に公布されたことに伴いまして、緊急に南知多町国民健康保険税条例を改正する必要性が生じたので、3月31日、町国民健康保険税条例の一部改正につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会へ報告し、その承認を求めるものでございます。

2の改正の内容でございます。

低所得者に係る保険税軽減の拡充として、第23条関係の改正でございます。

これは国民健康保険税の減額に関するもので5割軽減及び2割軽減の基準額の算定方法の変更でございます。

(1)として、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定におきまして、33万円に加算する被保険者数等の数に乗すべき金額を、現行の「26万5,000円」から「27万円」に引き上げるものでございます。

(2)として、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、33万円に加算する被保険者数等の数に乗すべき金額を、現行の「48万円」から「49万円」に引き上げるものでございます。

3の施行期日等です。

平成29年4月1日からの施行となります。ただし、改正後の南知多町国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税につきましては、なお従前の例によるものでございます。

なお、提案理由の次のページにこの条例の新旧対照表をつけていますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

6番、山下君。

○6番（山下節子君）

このことによると軽減だということですが、影響額はどのぐらいになりますか。

○議長（松本 保君）

税務課長、石黒君。

○税務課長（石黒廣輝君）

ただいまの質問、低所得者に係る保険税軽減の拡充による影響額について答弁をさせていただきます。

平成28年度ベースにおきまして試算をいたしますと、対象の世帯数につきましては参考までに申し上げますと、5割軽減では7世帯、2割軽減では12世帯の増となります。その影響額としましては、約56万3,000円の試算となります。

以上でございます。

○議長（松本 保君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第27号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

---

## 日程第 8 議案第28号 人権擁護委員の推薦について

### ○議長（松本 保君）

日程第 8、議案第28号 人権擁護委員の推薦についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石黒君。

### ○町長（石黒和彦君）

議案第28号 人権擁護委員の推薦につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

人権擁護委員の推薦につきましては、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、町長が議会の意見をお聞きし、候補者を法務大臣に推薦するものであり、これにより同大臣から委嘱されるものであります。

今回、5 人の委員のうち豊浜地区の石黒弘美さん、師崎地区の山本安子さん及び篠島地区の小久保道隆さんの 3 人が、平成29年 9 月30日をもって任期満了となります。

つきましては、その後任の候補者として、人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある豊浜地区は澤田幸藏さんを新任で、師崎地区及び篠島地区は引き続き山本安子さんと小久保道隆さんを再任で人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦いたしたく、議会の同意をお願い申し上げます。

候補者の主な公職歴を申し上げます。

まず、澤田幸藏さんは昭和43年 4 月 1 日より南知多町役場職員として勤務され、平成22年 3 月31日に退職されました。同年 4 月 1 日から豊浜商工会事務局長に就任され、平成28年 3 月31日まで勤められました。さらに、本町体育協会豊浜支部長や豊浜地区初神区長を歴任されました。

次に、山本安子さんは昭和53年 4 月1日より南知多町立保育所保育士として勤務され、平成24年 3 月31日に退職されました。退職後は、南知多町児童クラブの支援員を勤められており、平成26年10月 1 日より人権擁護委員を務められ現在に至ります。

次に、小久保道隆さんは昭和45年 4 月1日より南知多町役場職員として勤務され、平成24年 3 月31日に退職されました。退職後は平成25年 4 月 1 日から公益社団法人南知多町シルバー人材センター事務局長に就任され、平成27年 3 月31日まで勤められました。さらに、本町選挙管理委員や篠島区長を歴任され、平成26年10月 1 日より人権擁護委員



を務められ現在に至ります。

なお、人権擁護委員の任期は3年であります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

**○議長（松本 保君）**

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第28号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

**日程第9 議案第29号 教育委員会委員の任命同意について**

**○議長（松本 保君）**

日程第9、議案第29号 教育委員会委員の任命同意についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石黒君。

**○町長（石黒和彦君）**

議案第29号 教育委員会委員の任命同意につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

教育委員会委員5名のうち、大字大井の池戸義久さんが平成29年7月14日をもって任期満了となります。池戸義久さんにつきましては、人格、識見にすぐれ、また教育に関

する経験も豊かであり、引き続き任命させていただきたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づきまして、議会の同意をお願いするものでございます。

池戸さんの主な役職歴を申し上げますと、昭和55年4月半田市立乙川中学校に赴任され、以来13年間中学校教諭を勤められ、美浜町立河和中学校教諭を平成5年3月に退職されました。その後、平成6年1月から民生・児童委員及び主任児童委員を平成19年11月まで務められ、平成17年7月15日から現在まで教育委員を務められています。平成21年度には知多5市5町で組織する知多地方教育事務協議会の会長という要職も経験されておられます。

なお、任期は平成29年7月15日から4年間でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

**○議長（松本 保君）**

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第29号 教育委員会委員の任命についての同意を求める件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件はこれに同意することに決定しました。

---

**日程第10 議案第30号 財産の購入について（自動揚物機）**

**○議長（松本 保君）**

日程第10、議案第30号 財産の購入について（自動揚物機）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育部長、内田君。

**○教育部長兼学校教育課長（内田静治君）**

それでは、議案第30号 財産の購入につきまして提案理由を御説明申し上げます。

議案の次のページの提案理由の説明をごらんいただきたいと思います。

1の提案の理由ですが、給食調理用の自動揚物機1台を購入するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものであります。

今回の自動揚物機は平成元年9月に購入しました現在の揚物機の老朽化に伴う更新でありまして、納入業者選定に係る入札につきましては、去る5月17日に厨房機器業者7社による指名競争にて実施をさせていただきました。

2の財産の概要であります、ガス式の自動揚物機1台を学校給食センターに本年8月25日までに納入するものでありまして、契約金額は930万9,600円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は68万9,600円で、契約の相手方は株式会社中西製作所名古屋支店であります。

裏面の2ページには入札結果を、また3ページには購入物品の概要をつけてありますので、ごらんください。

なお、2ページの入札結果詳細情報につきましては、全て税抜き表示となっておりますので、よろしく願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

**○議長（松本 保君）**

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

6番、山下君。

**○6番（山下節子君）**

入札結果のほうを見ますと、入札率とそれから予定価格については書かれていないんですけど、これはどうなっていますか。

**○議長（松本 保君）**

学校給食センター所長、宮本君。

**○学校給食センター所長（宮本政明君）**

失礼いたします。

予算額につきましては993万円でございます。これは税抜き価格でございます。落札率につきましては約87%となっております。

以上です。

○議長（松本 保君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第30号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第31号 南知多町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

日程第12 議案第32号 南知多町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（松本 保君）

日程第11、議案第31号 南知多町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、  
日程第12、議案第32号 南知多町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についての2件は、関連がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、中川君。

○総務部長（中川昌一君）

議案第32号の次に提案理由の説明をつけさせていただいておりますので、そちらを  
らんください。

それでは、議案第31号 南知多町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、

議案第32号 南知多町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についての2議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

1の改正理由でございます。

個人情報の保護に関する法律及び行政の手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律が平成29年5月30日から施行されることに伴いまして、現行条例の一部を改正する必要があるからでございます。

2の改正の内容でございます。

(1)南知多町個人情報保護条例の一部を改正する条例では、アといたしまして、番号利用法第26条において情報提供ネットワークシステムの使用に関する規定について準用規定が追加されたことに伴い、条例で定める独自利用事務の情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携に関する規定を整備するもので、第2条関係でございます。

イといたしまして、番号利用法第26条の追加に伴い条を繰り下げるもので、第37条関係でございます。

(2)南知多町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例では、条例で定める独自利用事務の情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携に関する規定として、番号利用法第19条第8号が追加されたことに伴い1号ずつ繰り下げるもので、第1条及び第5条関係でございます。

3の施行期日でございます。

施行期日は、いずれも公布の日から施行するものでございます。

提案理由の次のページに、各条例の新旧対照表をつけていますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で2議案の提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いたします。

**○議長（松本 保君）**

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（挙手する者あり）

6 番、山下君。

○6 番（山下節子君）

今の説明だと十分に理解しがたいんですけども、このネットワークシステムの規制整備というふうに言われたんですけども、それをその意味とまたこういうこの条例がこの住民の方に与える影響というか、その取り扱いについてもう少し説明していただきたいんですけども、私が理解したのは、個人情報役場の中で知り得た情報、必要な情報ですよね、それが役場の中でまた必要とした場合、関連することができるのか、共有することができるのかというふうなように理解したんですけども、もう少し理解を深めたいという意味で質問します。

○議長（松本 保君）

総務課長、山下君。

○総務課長（山下雅弘君）

議員の質問に対してお答えいたします。

まず、個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましては、番号法第26条が新設されたことによりまして、地方公共団体が条例で定める個人番号の独自利用事務につきましても情報提供等ができるというふうな規定が準用されることになりました。

もう一つの南知多町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例、こちらのほうの改正につきましては、国の番号法の改正によりまして地方公共団体が条例で定める個人番号の独自利用事務につきましても情報提供ネットワークシステムを用いた情報連携を行うことができるということが可能になったということでございます。

これにつきまして、住民の方にどういった影響を与えるかというところでございますが、条例で定める独自利用事務に限るんですが、この情報ネットワークを使うことによりまして、添付書類の削減が可能になるということでございます。

○議長（松本 保君）

ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

6 番、山下君。

○6 番（山下節子君）

添付書類削減というのはどういった意味でしょうか。

○議長（松本 保君）

総務課長、山下君。

○総務課長（山下雅弘君）

こちらのほうの条例で定める独自事務につきまして、例えば母子家庭医療というものにつきまして条例で定めております。こちらにつきまして、母子家庭医療を申請するに当たりまして、所得証明が必要になってまいります。例えばほかのまちから南知多町に転入されてきた場合、通常ですと所得証明を本人にとっていただきまして、それを添付していただきまして申請をしていただきますが、この情報ネットワークシステムによりまして、そちらの手続のほうネットワークシステムを介して得られるということで、本人さんのほうにはその所得証明をとっていただいて、つけていただくということがなくなるというわけでございます。

○議長（松本 保君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第31号と32号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

### 日程第13 議案第33号 南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 について

○議長（松本 保君）

日程第13、議案第33号 南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、中川君。

○総務部長（中川昌一君）

それでは、議案第33号 南知多町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明をごらんください。

1の改正の理由でございます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成29年4月1日に施行されたことに伴いまして、現行条例の一部を改正する必要があるからでございます。

2の改正の内容でございます。

非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額について、非常勤消防団員等に扶養親族がある場合における加算額の改定による改正で、第5条関係であります。

3の施行期日等でございます。

(1)施行期日は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用するものでございます。

(2)経過措置といたしましては、新条例第5条第3項の規定は、施行日以後に支給すべき事由の生じた損害補償及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る傷病補償年金等について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る傷病補償年金等につきましては、なお従前の例によるものでございます。

ただし、平成29年4月1日からこの条例の施行日の前日までの間に非常勤消防団員などの扶養親族のうち22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子について加算された補償基礎額により支給された旧条例の規定に基づく損害補償につきましては、新条例による損害補償の内払いとみなすものでございます。

提案理由の次のページに新旧対照表をつけていますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

#### ○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。



お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第33号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

#### 日程第14 議案第34号 南知多町税条例の一部を改正する条例について

##### ○議長（松本 保君）

日程第14、議案第34号 南知多町税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、中川君。

##### ○総務部長（中川昌一君）

それでは、議案第34号 南知多町税条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明をごらんください。

1の改正の理由でございます。

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布されたことに伴いまして、現行条例の一部を改正する必要があるからでございます。

2の改正の内容でございます。

(1)町民税関係では、控除対象配偶者の定義の変更に伴う字句の改正で、附則第5条関係でございます。

(2)固定資産税関係では、地方税法附則第15条第45項の条例で定める割合の追加で、都市緑地法に規定する緑地保全・緑化推進法人が一定の市民緑地の用に供する土地についての固定資産税の課税標準の特例を3分の2とするもので、附則第10条の2関係でございます。

3の施行期日等でございます。

(1)施行期日は平成31年1月1日から施行するものでございます。

ただし、附則第10条の2中、第18項を第19項とし、第17項の次に1項を加える改正の規定は、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日から施行するものでございます。

(2)経過措置は、附則第5条第1項の改正規定による改正後の南知多町税条例の規定中、個人の町民税に関する部分は平成31年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの個人の町民税につきましては、なお従前の例によるものでございます。

また、提案理由の次のページにこの条例の新旧対照表をつけていますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長（松本 保君）**

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第34号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

**日程第15 議案第35号 南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例について**

**○議長（松本 保君）**

日程第15、議案第35号 南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長、中川君。

**○総務部長（中川昌一君）**

それでは、議案第35号 南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明をごらんください。

1の改正の理由でございます。

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布されたことに伴いまして、現行条例の一部を改正する必要があるからでございます。

2の改正の内容でございます。

(1)地方税法附則第15条第45項の条例で定める割合の追加で、都市緑地法に規定する緑地保全・緑化推進法人が一定の市民緑地の用に供する土地についての都市計画税の課税標準の特例を3分の2とするもので、附則第5項関係であります。

(2)は附則第5項の追加に伴いまして、字句の整理を行うもので附則第6項から第17項関係であります。

3の施行期日でございます。

施行期日は、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日とするものでございます。

また、提案理由の次のページにこの条例の新旧対照表をつけていますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第35号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第16 議案第36号 南知多町道路占用料条例の一部を改正する条例について

○議長（松本 保君）

日程第16、議案第36号 南知多町道路占用料条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長、鈴木君。

○建設経済部長（鈴木良一君）

それでは、議案第36号 南知多町道路占用料条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明をごらんください。

1. 改正の理由です。

ガス事業法の一部改正が平成29年4月1日に施行されたことに伴い、ガス事業者の規定が改正されたため、現行条例の一部を改正する必要があるからでございます。

2. 改正の内容です。

条例第2条第3項第7号中、「第2条第11項」を「第2条第12項」に改めるもので、第2条関係になります。

3. 施行の期日は公布の日でございます。

また、次のページに条例改正に係る新旧対照表をおつけしてありますので、御確認をいただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第36号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第17 議案第37号 平成29年度南知多町一般会計補正予算（第1号）

○議長（松本 保君）

日程第17、議案第37号 平成29年度南知多町一般会計補正予算（第1号）についての

件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長、北川君。

#### ○副町長（北川眞木夫君）

議案第37号 平成29年度南知多町一般会計補正予算（第1号）につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,276万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億2,776万7,000円とするものであります。

補正をお願いする内容であります。まず、歳出から御説明いたしますので、12ページ、13ページをごらんください。

3. 歳出であります。

2款総務費、1項総務管理費、8目企画費500万円の増額補正であります。これは師崎地区及び豊浜地区の各区が購入を予定しております事務用機器、祭礼用備品などに対しまして一般財団法人自治総合センターからコミュニティ助成金が交付されることになりましたので、その同額を補助金として交付するものであります。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費286万7,000円の増額補正であります。これは、南知多町社会福祉協会に対する補助金につきまして、事務局職員に人事異動及び昇格があったため、人件費の増額分を補助するものであります。

次に、9款消防費、1項消防費、4目災害対策費190万円の増額補正であります。これは、篠島地区防災組織が購入を予定しております避難所用放送機器などに対しまして、一般財団法人自治総合センターからコミュニティ助成金が交付されることとなりましたので、その同額を補助金として交付するものであります。

次に、10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費200万円の増額補正であります。これは、寄附金を財源とし師崎小学校のグラウンド防球ネット及びフェンス等の改修工事を実施するため、教育環境整備工事を増額するものであります。

次に、10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費100万円の増額補正であります。これにつきましても寄附金を財源とし、師崎中学校のトイレ洋式化改修工事を実施するため教育環境整備工事を増額するものであります。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の御説明を申し上げます。

10ページ、11ページをごらんください。

2. 歳入であります。

16款寄附金、1項寄附金、4目教育費寄附金300万円の増額補正であります。これは歳出で御説明しました師崎小学校及び師崎中学校の改修工事の財源としていただきました寄附金であります。この寄附金は、師崎出身で現在、美浜町に在住の方から、母校である師崎の小・中学校の子供たちのために役立ててほしいと御寄附をいただいたものでございます。

次に、18款繰越金、1項繰越金、1目繰越金286万7,000円の増額補正であります。これは今回歳入歳出補正予算の財源調整として、平成28年度からの繰越金を充当するものであります。

19款諸収入、4項雑入、3目雑入690万円の増額補正であります。これは歳出の総務費と消防費に計上しましたコミュニティ助成事業補助金に係る一般財団法人自治総合センターからの助成金であります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（松本 保君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により各委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第37号の件については、各委員会に付託することに決定しました。

---

日程第18 請願第1号 非核平和都市宣言を求める請願

○議長（松本 保君）

日程第18、請願第1号 非核平和都市宣言を求める請願の件を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。

6番、山下節子君。

### ○6番（山下節子君）

請願の趣旨を、案文の朗読をもって趣旨を説明させていただきます。

請願者の住所・氏名、知多郡南知多町大字大井字真向23-1、南知多町に「非核平和都市宣言」を求める会 代表 渡辺和男初め193名。

請願の趣旨。

1945年8月、広島と長崎に落とされた原爆は一瞬のうちに2つのまちを廃墟に変え、21万の人々の命を奪いました。今なお20万人を超える被爆者が苦しんでいます。

原爆による被爆国となった日本は、憲法で全世界の人々が平和に暮らせるよう努力する理念を掲げています。また、二度と核兵器による犠牲者をつくらないために、核兵器を「持たず、つくり、持ち込ませず」の非核三原則を定めています。今、核兵器の廃絶を求める声は世界に広がっており、多くの国で市民が行動し、政府がその実現を支持しています。

核のない平和な世界を目指して、「非核平和都市宣言」をした自治体は、全国で約9割の1,619、愛知県では7割以上の40になります。（2017年2月15日現在）

日本で最初、そして世界で最初に非核平和都市宣言をしたのは愛知県の半田市（1958年6月6日）です。半田市は、平成5年の市制55周年の節目にも「世界唯一の核被爆国である日本が、平和と核廃絶を全世界に向けて訴え続けよう、世論を喚起することは私たち一人一人の義務であります。」と宣言しています。

この南知多町でも、「ヒロシマ・ナガサキ原爆と人間」のパネル展が開催されています。私たちは、さらに南知多町が核のない平和な世界を目指す自治体として、誇り高き一歩を踏み出すことを願い、「非核平和都市宣言」することを請願いたします。

請願事項1. 南知多町として、非核平和都市宣言をしてください。

2. 宣言に基づく啓蒙活動、平和活動を推進してください。

以上です。

### ○議長（松本 保君）

以上で説明を終わります。

本件については、会議規則第89条の規定により総務建設委員会に付託いたします。

○議長（松本 保君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうも御苦労さまでした。

〔 散会 10時48分 〕